

## II-6 その他の添付書類

### ◆ 添付書類の確認

公益認定の申請に当たっては、上記IIの申請書のほか、次の添付書類を提出する必要があります（認定法§7II、認定法施行規則§5）。

添付漏れがないよう、下表の右欄に「✓」を記載しながら、確認してください。

<記載例>



添付書類	
① 定款	
② 登記事項証明書	
③ 理事等（理事、監事及び評議員）の名簿	
④ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類	
⑤ 確認書	
⑥ 許認可等を証する書類（※許認可等が必要な場合のみ）	
⑦ 滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書（過去3カ年に滞納処分がないことの証明）	
⑧ 事業計画書	
⑨ 収支予算書	
⑩ 前事業年度末日の財産目録	
⑪ 前事業年度末日の貸借対照表及びその附属明細書	
⑫ 事業計画書及び収支予算書に記載された予算の基礎となる事実を明らかにする書類（前年度の正味財産増減計算書等）	
（以下は必要な場合に提出すべき添付書類）	
⑬ 事業・組織体系図（※複数の事業又は複数の組織（施設や事業所等）がある場合のみ）	
⑭ 社員の資格の得喪に関する細則（※特例社団法人の場合であって、定款のほかに、社員の資格の得喪に関し何らかの定めを設けている場合のみ）	
⑮ 会員等の位置づけ及び会費に関する細則（※定款のほかに、会員等の位置づけ及び会費に関する何らかの定めを設けている場合のみ）	
⑯ 寄附の用途の特定の内容がわかる書類（※公益目的事業以外に用途を特定した寄附がある場合のみ）	

（注）

- ② 登記事項証明書は、発行日から3ヶ月以内の現在事項全部証明書の写しを提出してください。
- ④ 理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分、金額の算定方法、支給の方法等が明らかになるよう定める必要があります。
- ⑥ 事業を行うに当たり法令上許認可等を必要とする場合、許認可証の写しを提出してください。なお、この場合、事業そのものを反復継続して行うのに最低限必要となる許認

可等（事業許可等）が対象となりますので、事業に一時的、付随的に必要な許認可等に  
係る許認可証の提出は不要です。

- ⑦ 過去3年以内に滞納処分を受けたことがないことの証明書（発行日から3ヶ月以内の  
もの。国税にあつては「納税証明書（その4）」になります。地方税にあつては、様式が  
自治体ごとに異なるため、各地方公共団体の税担当窓口にお問い合わせください。）を添  
付してください。「納付税額等の証明書」ではありませんので、ご注意ください。なお、  
地方税にあつては、従たる事務所としての登記の有無にかかわらず、全ての事務所所在  
地について提出してください。

⑧⑨

1. 申請日以降の事業年度に係るものを添付してください。例えば、4月1日から翌年3  
月31日までの1年間を1事業年度とする法人が、平成21年10月に申請する場合は、平  
成21年4月から平成22年3月までの事業年度か、平成22年4月から平成23年3月ま  
での1事業年度に係るものかのいずれかになります。

1) 一般法人としての最終年度（当該事業年度の開始の日から公益認定の日の前日までの  
期間）に係るもの、2) 申請日の属する事業年度の前事業年度に係るもの、3) 公益法人  
としての初年度（公益認定の日から当該事業年度の末日までの期間）に係るもののい  
ずれでもありませんので、ご注意ください。

ただし、一般法人を設立した事業年度に申請する場合で、当該事業年度が1年未満で  
あるときは、その翌事業年度（1年間）に係るものを添付してください。

2. 収支予算書の様式は特に定めませんが、損益計算ベースの収支予算数値が記載されて  
いる必要があります（収支計算ベースの収支予算書の提出は不要です。）。なお、事業別  
に区分されていない場合には、別表Gを別途作成して頂くこととなります。

- ⑩⑪ 申請日の属する事業年度の前事業年度の末日におけるものを添付してください。な  
お、法人の成立後最初の定時社員総会において貸借対照表が承認されていないときにあ  
つては、その成立の日におけるものを添付してください。

- ⑫ 申請日の属する事業年度の前事業年度に係る損益計算書（正味財産増減計算書）や予  
算の積算根拠を示した書類等を添付してください。

なお、③の「理事等の名簿」と⑤の「確認書」については、この申請書に特有の書類で  
すので、様式を用意しています。その記載要領は、次頁以降をご覧ください。⑬事業・組  
織体系図については、掲載した作成例を参考に作成してください。その他の添付書類につ  
いては、それぞれ所定のもので差し支えありません。

また、電子申請の場合は、ワードプロセッサ等で作成した電子ファイルをPDF化した電  
子データや、スキャナで取り込んだPDF形式の電子データによる提出も可能です。スキャ  
ナがないため書類の電子データ化ができない場合は、紙媒体により提出してください。（ポ  
ータルサイト上で紙媒体により提出する書類のリストを作成して頂くこととなります。）